

# 個別施策3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現

## (②感染症の予防と拡大防止 ＊食の安全対策を含む)

### 取組状況・成果

#### 【新型コロナウイルス等対策】

- 平成26年1月に「新宿区新型コロナウイルス等対策地域医療包括BCP」を、平成26年3月には「新宿区新型コロナウイルス等対策行動計画」を策定し、これらに基づいて対策を進めています。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、警察・消防等を構成員とする新型コロナウイルス対策連絡会及び同地域医療体制専門部会をそれぞれ年2回開催し、関係機関との連携強化を図っています。
- 地域医療包括BCPに基づく住民予防接種を含めた発生時対応訓練を実施し、新型コロナウイルスの発生に備えています。
- 平成27年度は、新型コロナウイルス等発生時の予防接種についての協定を区と医師会の間で締結しました。また、新型コロナウイルス等発生時の予防接種に係る人員派遣について医療機関や薬剤師会とも協定を締結しました。
- 診療所及び保険薬局への防護服等の配付、着脱訓練を実施し、発生時の医療体制の確保を図っています。平成27年度末現在、区内の診療所180か所、保険薬局121か所に防護服等を配布しました。
- 普及啓発用のマスク・ポスターを、区有施設やイベントで配布することにより、区民に正しい知識を広めるよう努めています。

#### 【その他の感染症対策】

- 区民に感染予防の正しい知識を得てもらうため、広報や区ホームページ、パンフレットの配布等を通じて、感染症に対する普及啓発を行っています。また、予防接種や、結核・HIVなど感染症を早期に発見するための健康診断を実施しています。
- 感染症の発生動向に関する情報を収集し、感染症の流行等に関して適切な予防対策を実施しています。
- 医療機関から患者の発生届出を受け、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づき、発生状況の調査、患者家族や接触者などに対する健康診断や生活指導、また必要に応じて特定業務への就業制限や入院勧告などを行うことにより、感染症の拡大防止に努めています。
- 新型コロナウイルス以外にも、平成14年の重症急性呼吸器症候群（SARS）、平成25年の鳥インフルエンザ（H7N9）、平成26年のエボラ出血熱、平成27年の中東呼吸器症候群（MERS）などの海外発生、平成26年のデング熱の国内発生など、社会的影響の大きい新たな感染症が発生した際には、全庁的な危機管理体制を立ち上げるとともに、疑い例に対する調査や検査を実施し、その結果に基づき感染拡大防止策を図るなど、感染症指定医療機関、医師会、東京都など関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応しています。
- 平成26年のデング熱の国内発生を受け、平成27年6月に「新宿区蚊媒介感染症対策行動計画」を策定しました。また、これに基づき蚊の発生抑制に関するチラシを作成し区民に配布するなど、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症などの蚊媒介感染症対策を実施しています。

#### 【食の安全対策】

- 食中毒対策として、食品関連事業者に対して、一斉検査や食品衛生講習会を通じてノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌を中心とする食中毒の予防法について指導しています。
- 広報や区ホームページ、ふれあいトーク宅配便、食品衛生フェア等を通じて、区民等の消費者に手洗いの重要性及び生または加熱不十分な食肉・食鳥肉を喫食することの危険性について普及啓発しています。

### 現状・課題

#### 【新型コロナウイルス等対策】

- 新型コロナウイルスの発生時にすべきこと（住民への予防接種等）について、さらに体制の整備を進めていく必要があります。
- 行政と医療機関との連携や医療機関相互の連携をより強くするため、病院と診療所との間や病院間の調整について、様々な状況を想定した訓練を重ねていく必要があります。
- 発生時の医療体制を維持するため、対応可能な診療所及び保険薬局の数を増やす必要があります。
- 新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐためには、区民が感染防止のための正しい知識を得る必要があります。

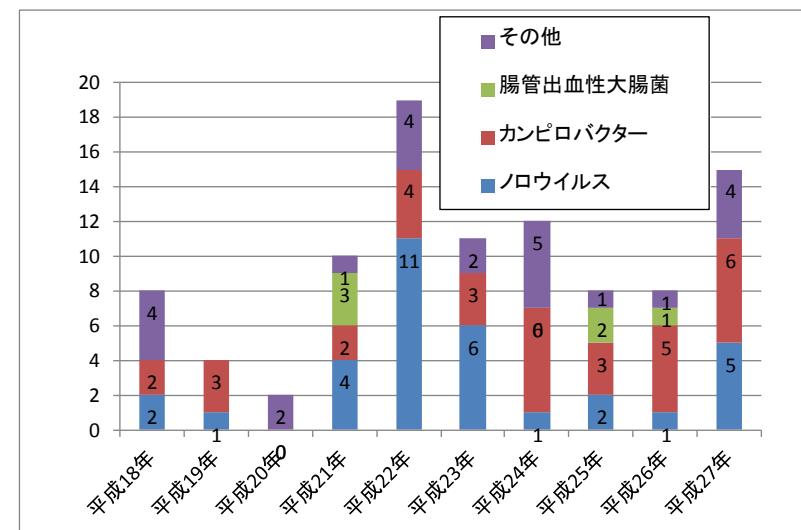
#### 【その他の感染症対策】

- 保育所、学校、社会福祉施設、医療機関等における感染症の発生・拡大を予防するため、引き続き適切な情報提供、発生時における対応策の助言等を行うとともに、連携をさらに深める必要があります。
- エボラ出血熱など的一类感染症疑いが発生した際の対応など、感染症指定医療機関、医師会、警察、消防などと連携し、訓練を重ねていく必要があります。
- 居住外国人・訪日外国人の増加を受け、外国人の感染症患者も増えていますが、言語や感染症に対する認識の違い、経済的問題等から、その対応は苦慮することが多く課題となっています。特に結核対策においては、日本語学校就学生を中心に、高まん延国出身の外国人が増加し、入国後に結核と診断されることから、その早期発見、治療支援が課題となっています。
- 区内に特定感染症指定医療機関（国立国際医療研究センター病院）や多くの大学病院があり、感染症法に基づく届出数の多い保健所として、東京2020オリンピック・パラリンピックも見据えて、新たな感染症に対する健康危機管理対応も含め、多様な感染症に総合的に対応できる体制を整備する必要があります。

#### 【食の安全対策】

- 近年の食中毒事件の大半を占めているノロウイルスおよびカンピロバクター、重篤な症状を引き起こす可能性のある腸管出血性大腸菌による食中毒の予防対策を推進する必要があります。
- 区民等の消費者が、生または加熱不十分な状態で食肉・食鳥肉を喫食することの危険性、正しい手洗いの重要性を認識する必要があります。

（図表2：区内の食中毒発生件数の推移）



資料)新宿区「新宿区の概況」

### (住民接種訓練の様子)



資料)新宿区資料

(②感染症の予防と拡大防止 \*食の安全対策を含む)

(新型インフルエンザ等対策における危機管理体制)

目指すまちの姿・状態

感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることのできるまちをめざします。

施策の方向性

【新型インフルエンザ対策】

- 「新宿区新型インフルエンザ等対策地域医療包括BCP」に基づく地域医療体制を構築するために、新型インフルエンザ対策連絡会及び同地域医療体制専門部会を開催し、行政と医療機関との連携や、医療機関相互の連携強化を図っていきます。また、様々な状況を想定した発生時対応訓練を重ねることにより新型インフルエンザの発生に備えていきます。
- 新たに開設する診療所及び保険薬局への防護服等の配付、着脱訓練を実施して、対応可能な医療機関を増やし、発生時の医療体制の強化を図っていきます。
- 普及啓発用のマスク・ポスターを、区有施設やイベントで配布・説明すること等により、区民に正しい知識を広めるよう努めていきます。

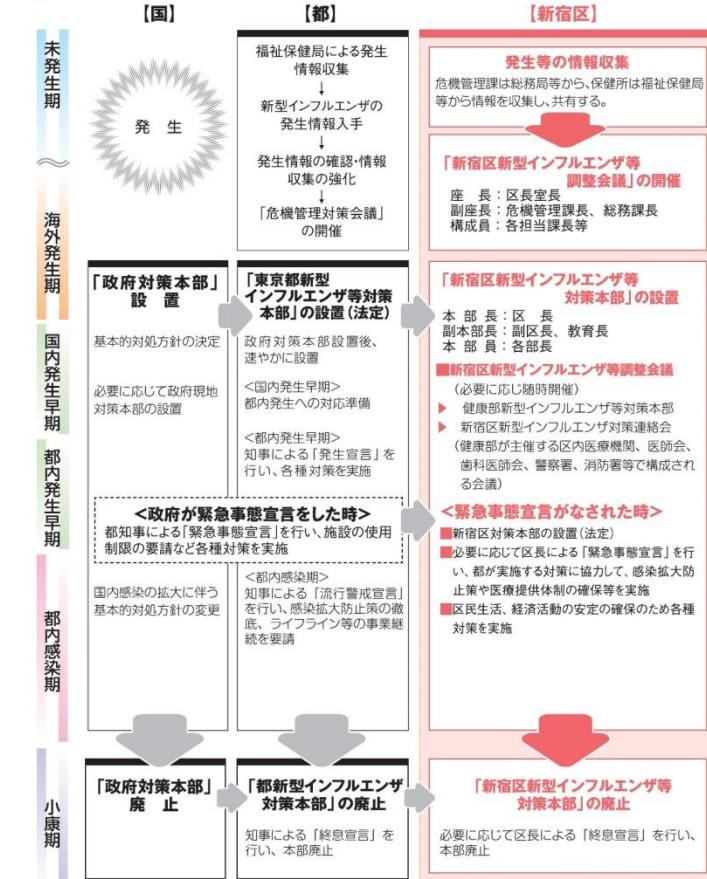
【その他の感染症対策】

- 平常時における、感染症に関する普及啓発、予防接種、健康診断、発生動向調査を実施し、感染症の発生・拡大予防に努めていきます。
- 感染症発生時には、感染症法に基づき、患者に対する調査、家族・接触者に対する健康診断や生活指導等を適切に実施していきます。
- 区職員に対する研修やジョブローテーションを通じて健康危機管理に対応できる人材の育成を強化するとともに、感染症指定医療機関、医師会、東京都など関係機関と連携し、新たな感染症など社会的影響の大きい感染症が発生した際の体制を充実していきます。
- 区内には特定感染症指定医療機関（国立国際医療研究センター病院）や多くの大学病院が存在し、感染症発生時に区内医療機関と保健所が求められる役割は大きいことから、東京2020オリンピック・パラリンピックも見据えて、医療機関ごとの役割分担を明確にし連携を強化することで、地域の感染症医療体制の充実を図っていきます。

【食の安全対策】

- 食中毒対策として、食品関連施設への監視指導や食品の検査を充実させるとともに、食の安全に関する正確かつ適切な情報を提供することで、食の安全を確保していきます。
- 食品関連事業者による自主的衛生管理の取り組みが適切に行われるよう、情報の提供、その他の技術的支援を行っていきます。
- 区民等の消費者に対して、広報・区ホームページへの掲載や講習会の開催、パンフレットの配布等により、食品衛生知識の普及啓発及び情報提供を適時・適切に行っていきます。

新型インフルエンザ等対策における危機管理体制



(その他感染症対策のチラシ)



資料) 新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画(概要版)